

大総産第 203 号
令和 5 年 2 月 22 日

ダイレックス株式会社
代表取締役 多田 高志 様

大竹市長 入山 欣郎
(総務部産業振興課)

大規模小売店舗設置者に求める注意事項について（通知）

次の大規模小売店舗については、令和 5 年 2 月 22 日付けで大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定による通知を行いました。以下の注意事項について対応をお願いします。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) ダイレックス大竹店
- (2) 所在地 広島県大竹市北栄 838 番 外

2 周辺地域の生活環境の保持に関する注意事項

- (1) 開店後も、交通、騒音等の状況を把握するとともに、店舗周辺の生活環境に配慮した対応を実施すること。

ア 駐車場内の安全確保等

歩行者・自転車専用通路について、当該通路を通行する者の安全確保のため、グリーンベルトとする等の対策を講じること。

また、自動車による来客の安全及び利便性確保のため、車止めの増設又は車止めが設置される駐車場を来客用にする等の工夫を検討すること。

さらに、身体障害者等用駐車場について、当該駐車場利用者が駐車しやすいよう、位置や場内路面標示の変更等を検討すること。

イ 駐輪場等の適切な確保

開店後、自転車又は自動二輪車による来客が多く、駐輪場等が不足する場合は、速やかに駐輪場等の確保を行うこと。

ウ 搬出入の時間帯の配慮

開店後、店内及び周辺道路の混雑状況等を考慮して、必要があれば搬出入車両の到着時間帯を変更する等の柔軟な対応を行うこと。

また、児童・生徒の登校及び下校時における安全を十分に配慮した対策を講じること。

エ 交通渋滞対策

オープン時の交通渋滞対策として、交通整理員の配置や入退店経路等周知用チラシの配布を行うだけでなく、その他の対策も十分に検討すること。特に、地元住民等向けのプレオープンは、オープン時の交通渋滞対策としては非常に有効であると考えられるので、実施について真剣に検討すること。

また、開店後も常に店舗周辺の交通状況の把握に努め、交通に影響を及ぼしていると認められるときは、警察署及び道路管理者等と協議して必要な対策を講じること。

オ 防災・防犯対策への協力

市から災害時の避難場所としての駐車場等敷地の一部の使用若しくは店舗で扱っている範囲の物資の緊急時における提供を行うための協定等について締結要請があった場合、必要な協力を行うこと。

また、周辺地域での防犯や青少年の非行対策として、適切な位置への防犯灯の設置、駐車場等への適切な照明の設置、防犯カメラの設置を行うとともに、警備員等による巡回を行うこと。

なお、防犯灯の設置に当たっては、当該照明の光が周辺住居に悪影響を及ぼすことがないように配慮すること。

カ 騒音対策

近隣住民から騒音に係る苦情が生じる等の問題が発生した場合は、発生源対策を含め必要な対策を講じること。

なお、その内容を遅滞なく市へ報告すること。

キ 廃棄物等の適正な保管

廃棄物等保管施設周辺の衛生保持と悪臭防止に関する適切な対応を講じること。

ク 環境美化活動

当該店舗周辺の道路や水路等の清掃に取り組んでいる地元自治会や企業等と協力し、環境美化活動に積極的に取り組むこと。

- (2) 開店後も、必要に応じて地域住民等と協議の場を持つこと。また、店舗周辺の生活環境に影響を及ぼしていると認められる場合は、地域住民等とも協議して必要な対策を検討し責任をもって対処すること。

なお、その内容を遅滞なく市に報告すること。

- (3) 開店後、市及び警察署から協議の要請があった場合は、必ずその協議に応じること。

なお、その協議の場においては、本社の担当者等、その場で責任ある回答ができる立場の者が必ず出席すること。また、当該人物の連絡先を産業振興課へ事前に報告しておくこと。

- (4) 開店後も、関係法令を遵守し、特に、大規模小売店舗立地法において、届出事項に変更がある場合は、事前に市に相談し、法の規定に則った届出を遅滞なく行うこと。